

愛知県土地開発行為に関する

指導要綱及び指導基準

1	愛知県土地開発行為に関する指導要綱	2
2	愛知県土地開発行為に関する指導基準	
	〔別荘を除く住宅用地の造成に関する基準〕	13
	〔工場用地の造成に関する基準〕	14
	〔ゴルフ場用地の造成に関する基準〕	16
	〔太陽光発電施設用地の造成に関する基準〕	18
	〔土石の採取又は鉱物の掘採に関する基準〕	20
	〔その他土地の区画形質の変更に関する基準〕	21

# 愛知県土地開発行為に関する指導要綱

## (目的)

第1 この要綱は、土地の開発行為に関し協議その他必要な事項を定めて、法令の規定に基づく許認可の申請等の前に、あらかじめ、総合的かつ計画的な見地から開発行為について適正な指導を行うことにより、県土の秩序ある利用と保全を図ることを目的とする。

## (定義)

第2 この要綱において「開発行為」とは、住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地、太陽光発電施設用地等の造成、土石の採取、鉱物の掘採、水面の埋立て又は干拓その他土地の区画形質の変更をいう。

2 この要綱において「開発区域」とは、開発行為に係る一団の土地（水面を含む。）の区域をいう。

3 この要綱において「事業者」とは、開発行為に係る工事等（以下「工事」という。）の請負契約の注文をしようとする者若しくは注文者又は請負契約によらないで自ら工事を施行しようとする者若しくは工事を施行する者をいう。

4 この要綱において「工事施行者」とは、工事の請負人（下請人を含む。）又は請負契約によらないで自ら工事を施行する者をいう。

## (適用除外)

第3 この要綱は、次の各号の一に該当する開発行為については、適用しない。

- (1) 開発区域の面積が1ヘクタール以下である開発行為
- (2) 開発区域が名古屋市区域内に所在する開発行為
- (3) 国、県、市町村その他これらに準ずる者で別表第1に掲げるものが行う開発行為
- (4) 法令の規定に基づく土地利用に関する計画に適合する別表第2に掲げる開発行為
- (5) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- (6) その他特に土地利用上支障がないと知事が認める開発行為

## (知事との協議)

第4 事業者は、開発行為を行おうとする場合には、当該開発行為に係る法令の規定に基づく許認可の申請又は届出の前に、あらかじめ、その開発行為について知事と協議をしなければならない。

第6第2項の通知を受けた後、事業計画又は事業者の変更をして、当該開発行為を行おうとするときも同様とする。

2 事業者は、前項の協議を申し出ようとする場合には、土地開発行為協議申出書（様式第1）を当該開発区域が所在する市町村（以下「所在市町村」という。）の長を経由して知事に提出しなければならない。

(所在市町村の長の意見)

第5 所在市町村の長は、第4第1項の協議の申出があった場合には、その申出に係る開発行為について、土地利用計画、地元の意向等を考慮した上で、知事に意見を申し出るものとする。

(協議事項等)

第6 知事は、第4第1項の協議の申出があった場合には、次の各号に掲げる事項について、その申出をした事業者と協議を行うものとする。

なお、事業者は、正当な事由等がなく、第4第1項に基づく協議を中断した日から1年を経過しても協議を再開しないときは、協議を打ち切ることができるものとする。

(1) 立地条件に関する事項

(2) 事業計画の内容に関する事項

(3) その他合理的な土地の利用と保全を図るために必要と認められる事項

2 前項の協議は、別に定める指導基準に基づき行うものとし、知事は、その協議を終えたときは速やかにその結果をその申出をした事業者に対し通知するものとする。

(指導に従わない者に対する措置)

第7 知事は、事業者又は工事施行者がこの要綱に基づく指導又は第6第2項の通知の内容に従わない場合において、必要があると認めるときは、その事業者又は工事施行者に対し、当該開発行為について必要と認める措置を講ずるべきことを勧告するものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対しその勧告に基づいて講じた措置について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(了承された協議の失効)

第8 事業者が第6第2項の規定による協議の結果、当該開発行為に係る法令の規定に基づく許認可の申請又は届出の手続を進めて差し支えない旨の通知を受けた日の翌日から起算して2年以内に当該手続のうち知事が定めるものを行わない場合は、当該通知に係る協議はなかったものとみなす。

ただし、事業者が当該期間内に正当な事由によりその手続を行うことができない旨を知事に申し出て、その承認を受けたときは、この限りでない。

(協議を行わない者等に対する指導)

第9 知事は、事業者が第4第1項に規定する協議を経ずに、当該開発行為に係る法令の規定に基づく許認可の申請若しくは届出をしようとする場合には、当該事業者に対し、この要綱に基づく協議の手続を行うよう指導するものとする。

2 知事は、事業者が第6第2項の規定による協議の結果不相当である旨の通知を受けたにもかかわらず、当該開発行為に係る法令の規定に基づく許認可の申請若しくは届出をしようとする場合には、当該事業者に対し、当該許認可の申請若しくは届出を取り下げ、又は当該許認可の申請若しくは届出の内容を第6第2項の通知の内容に従うものに変更するよう指導するものとする。

(協定の締結)

第10 知事は、この要綱に基づく指導を適正に行うため必要があると認める場合には、事業者に対し、知事、所在市町村の長又は地域の関係者と当該開発行為について協定を締結することを指導するものとする。

2 前項の協定は、第6第2項の指導基準を考慮して締結するものとする。

(開発行為の廃止)

第11 第6第2項の通知（不相当である旨の通知を除く。）を受けた事業者は、その通知に係る開発行為を、工事に着手する前に廃止する場合には、速やかに、土地開発行為廃止届（様式第2）により、所在市町村の長を経由して知事に届け出なければならない。

(工事の着手の届出)

第12 第6第2項の通知（不相当である旨の通知を除く。）を受けた事業者は、その通知に係る工事に着手したときは、速やかに、工事着手届（様式第3）により、所在市町村の長を経由して知事に届け出なければならない。

(報告、指導及び調査)

第13 知事は、この要綱に基づく指導を適正に行うため必要があると認める場合には、事業者又は工事施行者に対して報告を求め、若しくは必要な指導を行い、又は必要な調査を実施するものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の愛知県土地開発行為に関する指導要綱第6第2項の規定による協議の結果、当該開発行為又は土地取引に係る法令の規定に基づく許認可の申請又は届出の進めて差し支えない旨の通知を受けている事業者で、この要綱の施行の日前に当該手続を行っていないものに対するこの要綱による改正後の愛知県土地開発行為に関する指導要綱第8の規定の適用については、「第6第2項の規定による協議の結果、当該開発行為又は土地取引に係る法令の規定に基づく許認可の申請又は届出の進めて差し支えない旨の通知を受けた日」とあるのは「この要綱の施行の日」とする。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、別表第1中第8号にかかる改正については、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月4日から施行する。

2 改正後の愛知県土地開発行為に関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に協議の申出があった開発行為について適用し、同日前に協議の申出があった開発行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

#### 別表第1

- (1) 愛知県住宅供給公社
- (2) 愛知県土地開発公社
- (3) 愛知県道路公社
- (4) 独立行政法人環境再生保全機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

- (6) 独立行政法人都市再生機構
- (7) 名古屋港管理組合
- (8) 名古屋高速道路公社
- (9) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (10) 独立行政法人水資源機構
- (11) 市町村の組織する一部事務組合
- (12) 市町村の設立に係る地方開発事業団
- (13) 市町村の設立に係る土地開発公社
- (14) 市町村の設立に係る地方公社
- (15) その他前各号に類する者で知事が認めるもの

#### 別表第2

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域内において行う同法第4条第12項に規定する開発行為又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行として行う行為
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の規定による工場立地調査簿に記載された工場適地内又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区内において産業の導入に伴う施設用地を造成する行為
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において農業の用に供することを目的として行う行為
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定による地域森林計画対象森林の区域内において森林の施業又は整備として行う行為
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号に規定する国定公園の区域内又は愛知県立自然公園条例（昭和43年愛知県条例第7号）第2条第1号に規定する愛知県立自然公園の区域内において公園事業の執行として行う行為

様式第1(第4関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">土 地 開 発 行 為 協 議 申 出 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">愛 知 県 知 事 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">申出者 住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 氏 名 〕</p> <p style="margin: 10px 0;">愛知県土地開発行為に関する指導要綱第4第1項に基づき、次のとおり協議を申し上げます。</p>							
開 発 行 為 の 名 称							
開 発 行 為 の 目 的							
開 発 区 域 の 位 置							
開 発 区 域 の 面 積		㎡ (      ㎡)					
開 発 区 域 の 諸 条 件	土 地 利 用 規 制						
	地 目	区 分	宅 地	田 ・ 畑	山林・原野	そ の 他	計
		面 積 ㎡					
		比 率 %					100
そ の 他 の 事 項							
開 発 区 域 周 辺 の 状 況							
計 画 概 要		別紙のとおり。					
その他参考となるべき事項							

備考

- 1 「開発区域の面積」の欄には、実測面積（図上求積等）及びかつこ書で土地登記簿に登録された

地積を記載すること。

- 2 「土地利用規制」の欄には、都市計画法、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、砂防法等法令の規定に基づく地域、地区の区分を知り得る範囲内で記載すること。
- 3 「その他の事項」の欄には、土地改良事業、国有財産、公有財産等の有無について記載すること。
- 4 「計画概要」には、土地利用計画、公共施設又は公益的施設計画、排水計画、給水計画、防災計画、公害防止計画、資金計画、土地選定理由、事業の必要性、事業者の事業内容等の計画概要を記載すること。
- 5 「その他参考となるべき事項」の欄には、協議結果の通知を受けた事業計画の変更をして協議を行おうとするものである旨等参考となるべき事項を記載すること。
- 6 申出書の提出部数は、正本1部、写し1部(東三河地区の市町村に係る開発区域の面積が5ヘクタール以上の場合にあっては、2部)とし、後日必要な場合は部数を追加することがある。
- 7 申出書には、次に掲げる図書を添付すること。

図書の種別	縮尺	明示すべき事項
事業実施工程表	—	用地買収、測量、実施設計、工事着手、工事完了、供用開始、その他事業の実施に関する工程
開発区域位置図	1/10,000～50,000	方位、開発区域、市町村境界及び道路、鉄道、河川等の状況
土地利用現況図	1/1,000～3,000	方位、開発区域、土地の地形及び形状、周辺の道路及び河川の状況並びに公共施設及び公益的施設の状況
土地利用計画平面図	1/1,000～3,000	方位、開発区域、造成等の箇所、各種施設の名称、位置及び規模、各種構造物の名称及び位置並びに道路の位置及び幅員
土地整理図 (公図の写し)	—	筆毎に公簿地目、所有者名、面積
造成計画平面図	1/1,000～3,000	方位、開発区域、切土・盛土等
造成計画断面図	—	造成計画平面図の定点断面を示した縦横図
排水計画平面図 (工事中・工事後)	1/1,000～3,000	方位、開発区域、調整池、沈砂池、水路等の位置、規模及び調整容量、集水区域、水の流れ、下流河川の名称等
その他知事が指示した図書		

様式第2（第11関係）

<p>土 地 開 発 行 為 廃 止 届</p> <p>年 月 日</p> <p>愛 知 県 知 事 殿</p> <p>届出者 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 氏 名 〕</p> <p>愛知県土地開発行為に関する指導要綱第11の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p>	
協議結果通知書日付・文書番号	年 月 日付け 第 号
開 発 行 為 の 名 称	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
法令に基づく許認可等の状況	
その他参考となるべき事項	

備考

届出書の提出部数は、正本1部、写し1部（東三河地区の市町村に係る開発区域の面積が5ヘクタール以上の場合にあつては、2部）とする。

様式第3 (第12関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">工 事 着 手 届</p> <p style="margin: 10px 0 0 400px;">年 月 日</p> <p style="margin: 20px 0 0 100px;">愛 知 県 知 事 殿</p> <p style="margin: 20px 0 0 400px;">届出者 住 所</p> <p style="margin: 20px 0 0 480px;">氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 480px;">〔 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 〕</p> <p style="margin: 20px 0 0 100px;">愛知県土地開発行為に関する指導要綱第12の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p>	
協議結果通知書日付・文書番号	年 月 日 付 け 第 号
開 発 行 為 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 施 行 者	住 所
	氏 名 (名称及び代表者氏名)
法令に基づく許認可等の状況	別紙のとおり。
その他参考となるべき事項	

備考

届出書の提出部数は、正本1部、写し1部（東三河地区の市町村に係る開発区域の面積が5ヘクタール以上の場合にあつては、2部）とする。

届出書には、協議結果通知に記載された手続きの許可書、届出書等の写しを添付すること。

## 2 愛知県土地開発行為に関する指導基準

愛知県土地開発行為に関する指導要綱第6第2項に規定する指導基準は、次のとおりとする。

### **[別荘を除く住宅用地の造成に関する基準]**

#### 第1 立地基準

- 1 農用地区域、保安林、災害防止のために保全すべき土地、自然環境を保全すべき土地等として関係法令において開発が不適当とされる土地において行われるものでないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 国、県等が定める土地利用に関する計画の趣旨、目的等に照らして支障がないと認められる位置であること。
- 3 交通条件、公共施設又は公共的施設の整備状況、災害発生の危険度その他の生活環境及び自然環境等からみて良好な住環境の確保が可能と認められる位置であること。

#### 第2 計画基準

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化調整区域内において行われるものにあつては、第3項から第11項までに定めるもののほか、
  - (1) 都市計画法に基づく開発許可に当たって市街化調整区域内地区計画の策定が前提となる開発行為にあつては、当該地区計画の内容に適合するものであること。
  - (2) 規模、内容等に応じ、学校、公園、上下水道、駐車場等の公共施設及び公益的施設が適正に確保されるものであること。
- 2 都市計画区域外において行われるものにあつては、次項から第11項までに定めるもののほか、原則として都市計画区域外に居住している住民の居住の用に供することを主たる目的とするものであること又は当該市町村の総合計画において適正な位置付けがされているものであること。
- 3 現存する植生、生息する動物、特異な地形、地質等の自然環境の保全について適切な措置が講ぜられるものであること。
- 4 公園及び緑地は、当該開発規模、土地の地形等を勘案して環境の整備保全を図るため次の各号の規定に適合すること。
  - (1) 関係法令による緑地の確保に関する基準に適合し、開発区域の5パーセント以上（開発区域の面積が20ヘクタール以上の場合は、6パーセント以上）の公園緑地（現況山林を含む場合は、開発区域の2パーセント以上を保全緑地とする。）が確保されるものであること。
  - (2) 緑地は、自然環境及び生活環境の保全を図るため適切な位置に配置されるものであること。

- 5 し尿及び雑排水については、適切な処理施設が設置されるもので、かつ、当該施設の維持管理体制が確立されるものであること。
- 6 工事中及び造成後における汚濁水の流出防止、土壤汚染の防止、騒音、振動の発生防止、土砂の運搬に伴う粉じんの発生防止、廃棄物の適正処理等公害の防止について、必要な措置が講ぜられるものであること。
- 7 工事中及び造成後の土砂の流出防止、造成地の崩壊防止等災害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- 8 現在又は将来の公用施設又は公共施設に支障をきたす恐れがないものであること。
- 9 開発行為に伴う雨水の流出抑制対策について、必要な措置が講ぜられるものであること。
- 10 安全で円滑な交通を確保するために必要な措置が講ぜられるものであること。
- 11 施設（防災対策施設等含む）の維持管理を適正に行うものであること。
- 12 その他安全で良好な地域環境の確保、周辺の自然環境や景観に対する影響等に十分配慮されているものであること。

### 第3 その他

- 1 所在市町村の意向を十分尊重したものであること。
- 2 地域住民の理解と協力が得られるよう、事業計画の周知その他必要な措置が講ぜられるものであること。
- 3 確定測量にあたっては、十分な精度又は正確さをもって行い、その成果の活用が図られるものであること。
- 4 法令に基づく許認可の申請若しくは届出等を遅滞なく行い、かつ、許認可等があった後は速やかに事業に着手するものであること。
- 5 その他法令に基づく許認可の基準等に適合するものであること。

## **[工場用地の造成に関する基準]**

### 第1 立地基準

- 1 農用地区域、保安林、災害防止のために保全すべき土地、自然環境を保全すべき土地等として関係法令において開発が不相当とされる土地において行われるものでないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 国、県等が定める土地利用に関する計画の趣旨、目的等に照らして支障がないと認められる位置であること。
- 3 住宅密集地から一定距離をおいた位置であること。ただし、公害防止のため相当規模の緩衝緑

地等を開発区域内に設ける場合は、この限りでない。

## 第2 計画基準

- 1 都市計画法に基づく市街化調整区域内において行われるものにあつては、第3項から第15項までに定めるもののほか、
  - (1) 都市計画法に基づく開発許可に当たって市街化調整区域内地区計画の策定が前提となる開発行為にあつては、当該地区計画の内容に適合するものであること。
  - (2) 工業用水が適正に確保されているものであること。
- 2 都市計画区域外において行われるものにあつては、次項から第15項までに定めるもののほか、原則として都市計画区域外に居住している住民の雇用を主たる目的とするものであること又は当該市町村の総合計画において適正な位置付けがされているものであること。
- 3 現存する植生、生息する動物、特異な地形、地質等の自然環境の保全について適切な措置が講ぜられるものであること。
- 4 関係法令による緑地の確保に関する基準に適合し、開発区域の25パーセント以上の公園緑地（現況山林を含む場合は、開発区域の8パーセント以上を保全緑地とする。）が確保され、かつ、主として開発区域の境界の内側に緩衝樹林地として適切に配置されるものであること。
- 5 工場から排出され、及び発生する汚染物質等については、適切な公害防除施設が設置されるもので、かつ、当該施設の維持管理体制が確立されるものであること。
- 6 工場排水等を公共用水域に排出する場合には、その汚濁の程度が当該公共用水域の環境容量以下と認められるものであること。
- 7 ばい煙等を大気中に排出する場合には、その汚染の程度が当該地域の環境容量以下と認められるものであること。
- 8 騒音、振動、悪臭、土壌の汚染等の公害の発生を防止するための必要な措置が講ぜられているものであるとともに、工事中及び造成後における汚濁水の流出防止、土砂の運搬に伴う粉じんの発生防止、廃棄物の適正処理等公害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- 9 地下水揚水規制区域内において地下水を採取する場合には、地盤沈下等の発生防止について、必要な措置が講ぜられるものであること。
- 10 工事中及び造成後の土砂の流出防止、造成地の崩壊防止等災害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- 11 現在又は将来の公用施設又は公共施設に支障をきたす恐れがないものであること。
- 12 開発行為に伴う雨水の流出抑制対策について、必要な措置が講ぜられるものであること。
- 13 安全で円滑な交通を確保するために必要な措置が講ぜられるものであること。

- 14 施設（防災対策施設等含む）の維持管理を適正に行うものであること。
- 15 その他安全で良好な地域環境の確保、周辺の自然環境や景観に対する影響等に十分配慮されているものであること。

### 第3 その他

- 1 所在市町村の意向を十分尊重したものであること。
- 2 地域住民の理解と協力が得られるよう、事業計画の周知その他必要な措置が講ぜられるものであること。
- 3 確定測量にあたっては、十分な精度又は正確さをもって行い、その成果の活用が図られるものであること。
- 4 従業員の住宅及び交通手段が確保されるものであること。
- 5 法令に基づく許認可の申請若しくは届出等を遅滞なく行い、かつ、許認可等があった後は速やかに事業に着手するものであること。
- 6 その他法令に基づく許認可の基準等に適合するものであること。

## **[ゴルフ場用地の造成に関する基準]**

### 第1 立地基準

- 1 農用地区域、保安林、災害防止のために保全すべき土地、自然環境を保全すべき土地等として関係法令において開発が不適当とされる土地において行われるものでないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 国、県等が定める土地利用に関する計画の趣旨、目的等に照らして支障がないと認められる位置であること。
- 3 災害の防止、自然環境の保全、公共施設又は公共的施設の状況等からみて支障がないと認められる位置であること。

### 第2 計画基準

- 1 関係法令による緑地の確保に関する基準に適合し、開発区域の50パーセント以上の樹林地（現況山林を含む場合は、開発区域の40パーセント以上を保全緑地とする。）が確保されるものであること。
- 2 原則として、ゴルフ場の境界の内側30メートルは造成しないこととし、コース間及び境界の内側の周囲を30メートル以上樹林地とするものであること。
- 3 土工事は、次によるものであること。
  - (1) 移動土量は、必要最少限なものとし、かつ、土量は原則として各コース、練習場、その他

施設ごとにバランスさせるものであること。

また、切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とするものであること。

(2) 計画地の地形、地質等に配慮して適切な防災措置が講ぜられるとともに、残流域の生ずる埋立てを極力避けるものであること。

(3) 土工事は、豪雨等による災害の生ずるおそれがないよう、工事時期等に配慮して適切に行われるものであること。

4 現存する植生、生息する動物、特異な地形、地質等の自然環境の保全について、適切な措置が講ぜられるものであること。

5 原則として、し尿及び雑排水についてはBOD10mg/l以下で処理し、開発区域内に散水させるものであること。

6 工事中及び造成後における汚濁水の流出防止、土壤汚染の防止、騒音、振動の発生防止、土砂の運搬に伴う粉じんの発生防止、廃棄物の適正処理等公害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。

7 工事中及び造成後の土砂の流出防止、造成地の崩壊防止等災害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。

8 現在又は将来の公用施設又は公共施設に支障をきたす恐れがないものであること。

9 開発行為に伴う雨水の流出抑制対策について、必要な措置が講ぜられるものであること。

10 安全で円滑な交通を確保するために必要な措置が講ぜられるものであること。

11 施設（防災対策施設等含む）の維持管理を適正に行うものであること。

12 その他安全で良好な地域環境の確保、周辺の自然環境や景観に対する影響等に十分配慮されているものであること。

### 第3 その他

1 所在市町村の意向を十分尊重したものであること。

2 地域住民の理解と協力が得られるよう、事業計画の周知その他必要な措置が講ぜられるものであること。

3 確定測量にあたっては、十分な精度又は正確さをもって行い、その成果の活用が図られるものであること。

4 法令に基づく許認可の申請若しくは届出等を遅滞なく行い、かつ、許認可等があった後は速やかに事業に着手するものであること。

- 5 その他法令に基づく許認可の基準等に適合するものであること。

## **[太陽光発電施設用地の造成に関する基準]**

### 第1 立地基準

- 1 農用地区域、保安林、災害防止のために保全すべき土地、自然環境を保全すべき土地等として関係法令において開発が不適当とされる土地において行われるものでないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 国、県等が定める土地利用に関する計画の趣旨、目的等に照らして支障がないと認められる位置であること。
- 3 災害の防止、自然環境の保全、生活環境への影響、公共施設又は公共的施設の状況等からみて支障がないと認められる位置であること。

### 第2 計画基準

- 1 現存する植生、生息する動物、特異な地形、地質等の自然環境の保全について適切な措置が講ぜられるものであること。
- 2 関係法令による緑地の確保に関する基準に適合し、開発区域の25パーセント以上の緑地（現況山林を含む場合は、開発区域の8パーセント以上を保全緑地とする。）が確保され、かつ、主として開発区域の境界の内側の周囲に5メートル以上緩衝樹林地として適切に配置されるものであること。
- 3 工事中及び造成後における汚濁水の流出防止、土壌汚染の防止、騒音、振動の発生防止、土砂の運搬に伴う粉じんの発生防止、廃棄物の適正処理等公害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- 4 工事中及び造成後の土砂の流出防止、造成地の崩壊防止等災害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- 5 現在又は将来の公用施設又は公共施設に支障をきたす恐れがないものであること。
- 6 原則として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の規定に基づき、事業計画の認定を受けているものであること。  
ただし、同法施行規則第四の二第2項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分に関する手続が必要である場合は、当該許可等を取得後に認定を受けること。
- 7 開発行為に伴う雨水の流出抑制対策について、必要な措置が講ぜられるものであること。
- 8 安全で円滑な交通を確保するために必要な措置が講ぜられるものであること。

- 9 施設（防災対策施設等含む）の維持管理を適正に行うものであること。
- 10 その他安全で良好な地域環境の確保、周辺の自然環境や景観に対する影響等に十分配慮されているものであること。

### 第3 その他

- 1 所在市町村の意向を十分尊重したものであること。
- 2 地域住民の理解と協力が得られるよう、事業計画の周知について、次の措置が講ぜられるものであること。
  - (1) 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき住民の範囲、説明会の開催や個別訪問など具体的なコミュニケーションの方法等について、所在市町村あるいは自治会等と相談の上、理解と協力を得るよう適切に実施すること。
  - (2) 説明会の実施にあたっては、資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に記載する該当事項を、事業者の責任において実行するものであること。
  - (3) 地域住民への事業計画の周知等について、配付資料、議事録等を県及び所在市町村に提出すること。
- 3 確定測量にあたっては、十分な精度又は正確さをもって行い、その成果の活用が図られるものであること。
- 4 法令に基づく許認可の申請若しくは届出等を遅滞なく行い、かつ、許認可等があった後は速やかに事業に着手するものであること。
- 5 資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に記載する該当事項を、事業者の責任において実行するものであること。
- 6 電気設備に関する法令の所管官庁と適宜相談を行い、安全基準等を遵守するものであること。
- 7 その他法令に基づく許認可の基準等に適合するものであること。

### **[土石の採取又は鉱物の掘採に関する基準]**

#### 第1 立地基準

- 1 農用地区域、保安林、災害防止のために保全すべき土地、自然環境を保全すべき土地等として関係法令において開発が不相当とされる土地において行われるものでないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 国、県等が定める土地利用に関する計画の趣旨、目的等に照らして支障がないと認められる位置であること。
- 3 土石の運搬等の周辺に対する影響からみて支障がないと認められる位置であること。

#### 第2 計画基準

- 1 採取又は掘採の跡地は、原則として埋戻すとともに周辺の自然環境並びに景観と調和した植生の回復をはかるための積極的な緑化及び法面の安定保護のための措置を速やかに行うものであること。
- 2 現存する植生、生息する動物、特異な地形、地質等の自然環境の保全について適切な措置が講ぜられるものであること。
- 3 採取、掘採又は埋戻し中における汚濁水の流出防止、土壌汚染の防止、騒音、振動の発生防止、土石の運搬に伴う粉じんの発生防止、廃棄物の適正処理等公害の防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- 4 土砂の流出防止、採取地又は掘採地の崩壊防止等災害防止について必要な措置が講ぜられるものであること。
- 5 現在又は将来の公用施設又は公共施設に支障をきたす恐れがないものであること。
- 6 開発行為に伴う雨水の流出抑制対策について、必要な措置が講ぜられるものであること。
- 7 安全で円滑な交通を確保するために必要な措置が講ぜられるものであること。
- 8 施設（防災対策施設等含む）の維持管理を適正に行うものであること。
- 9 その他安全で良好な地域環境の確保、周辺の自然環境や景観に対する影響等に十分配慮されているものであること。

### 第3 その他

- 1 所在市町村の意向を十分尊重したものであること。
- 2 地域住民の理解と協力が得られるよう、事業計画の周知その他必要な措置が講ぜられるものであること。
- 3 確定測量にあたっては、十分な精度又は正確さをもって行い、その成果の活用が図られるものであること。
- 4 法令に基づく許認可の申請若しくは届出等を遅滞なく行い、かつ、許認可等があった後は速やかに事業に着手するものであること。
- 5 その他法令に基づく許認可の基準等に適合するものであること。

#### **[その他土地の区画形質の変更に関する基準]**

立地基準、計画基準について、開発行為の内容に応じて、前掲の各基準に準ずるものであること。

[附 則]

この基準は、昭和49年5月1日から施行する。

〔附 則〕

この基準は、昭和50年1月14日から施行する。

〔附 則〕

この基準は、昭和51年11月22日から施行する。

〔附 則〕

この基準は、昭和53年6月1日から施行する。

〔附 則〕

この基準は、昭和59年3月26日から施行する。

〔附 則〕

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

〔附 則〕

この基準は、平成2年9月10日から施行する。

〔附 則〕

この基準は、平成7年10月1日から施行する。

〔附 則〕

この基準は、平成19年10月25日から施行する。

〔附 則〕

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

〔附 則〕

この基準は、平成28年12月1日から施行する。

〔附 則〕

1 この基準は、平成31年2月4日から施行する。

〔附 則〕

1 この基準は、令和6年6月19日から施行する。

2 改正後の愛知県土地開発行為に関する指導基準の規定は、この基準の施行の日以後に愛知県土地開発行為に関する指導要綱の規定により協議の申出があった開発行為について適用し、同日前に協議の申出があった開発行為については、なお従前の例による。